

平成 23 年 度

定期監査等結果報告書

(建設 課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

建設課

2. 監査の範囲

平成22年度（平成22年4月～平成23年3月）
財務、工事、その他の事務の執行

3. 監査の期間

平成23年4月25日～平成23年5月31日まで

4. 監査の方法

建設課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部及び工事関係事跡の一部を抽出して、財務及び事業等に関する事務事業の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

建設課における財務及び工事関係等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

【建設土木係】

平成22年度の工事に関する道路改良工事等(委託業務を含む)を工事台帳より8件抽出し、工事の発注から工事の完了までの一連の業務について書類審査を実施した。工事の発注から完了までの一連の業務については、建設課と財務課に係る業務内容があるが、一連の事務処理については概ね適正に処理されているが、次の点について改善、検討を要望する。

1. 随意契約について

随意契約中で、財務規則の予定価格の限度額を超える工事及び業務委託があるが、随意契約の理由がいずれも地方自治法施行令167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」の規定を適用している。しかし、個々の随意契約理由を精査すると「契約日直近に入札が実施されている」「起工何から見積書徴収までの期間が長い」「豊前市随意契約ガイドラインの基準に合致しない」等、随意契約締結の理由としては乏しいため、随意契約は適切とは言い難く指名競争入札によるべきと考える。

契約事務にあたっては、随意契約の特殊性・緊急性・ガイドライン等を客観的または総合的に検討し、安易に随意契約を行うことのないようにされたい。また、工事等の発注にあたっては、入札担当課と連携を図り入札実施予定日等について充分協議されることを要望する。

2. 工事の施工等について

川内8号線道路補修工事において、工事請負契約締結後7日後に60日間の工事中止命令が出されている。理由は、「道路内に埋設している京築水道企業団の送水管移設が困難となり他の工法での検討が必要となった。」との事であるが、当初設計での関係機関との事前協議による現場の状況把握が不十分であることによるものと考えられる。工事発注後、問題が発生すれば設計変更を行うとの安易な考えではなく、当初設計の時点で関係機関との綿密な協議と現場の精査を行って当初設計の精度を高めるよう要望する。

工事完成品については、合格通知後速やかに引渡しを受けなければならないとなっているが、20日間を要している工事があるなど引渡期間の遅延が散見されたので業者への指導を図られたい。

3．業務委託について

能徳ポンプ場設備点検業務委託が見積書の徴収により最低見積業者と契約を締結しているが、見積書徴収の仕様書に於いては、電気設備及び非常用発電機の点検回数は記されているものの契約書中には記載されていない。

委託契約書では、契約日の年度と履行期間の年度の違い、契約書の条文の不整合が見られた。また、業務完了報告書では、点検記録表の年度の違いや点検業務一般仕様書第10条に於いて、本市係員立会いの基に点検作業を行うとなっているが、立会いが行われていないなど、業務契約や報告書類受領の際、発注内容と契約内容並びに契約書通りに適正に業務が履行されているか十分に確認と検証をするよう求める。

なお、点検の最初の日が7月8日となっているが、能徳ポンプ場設置の目的は、雨水、用水の排水が主であるので、梅雨前の5月中に点検業務を行うよう要望する。

4．許認可業務について

道路及び河川等の許認可については、各々条例に於いて3年・5年・10年以内で占用期間と占用料の徴収が定められている。申請から許可までの一連の書類については、規定に基づき提出、発送されているものの次の内容について書類の不備、審査漏れが散見された。

- ・許可申請書に申請日のないもの
- ・許可申請書に占用期間のないもの
- ・許可書の日付と申請書の日付の違うもの
- ・占用申請期間と許可満了日の違うもの
- ・占用料の減免申請書のないもの

これらについては、許可申請書の提出時の審査点検の不十分さと許可書に占用場所と占用期間が明示されていないことによるものと考えられるので、台帳整備とともに改善及び検討を要望する。

【住宅建築係】

1．敷金及び保証金の徴収等について

豊前市が雇用促進住宅豊前宿舎を平成21年度に購入し、平成22年4月1日から「豊前市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例」が施行されたのに伴い、現に入居者であるもので引続き入居する者の入居手続きが行われている。この手続き中、敷金及び保証金については、現状の敷金等の額が条例の規定に基づく額を超える場合は、いずれか低い方の額を徴収する取扱いにしているが、条例の経過措置は「3ヶ月分を2カ月分とする。」となっており、経過措置の規定が現状の取扱いに準じた条文となっていない。また、保証人は2人と条例で規定し、規則で1人とする経過措置を設ける等、条例・規則の制定にあたり法令審議会等での充分なる内容説明と審議を求める。

2．業務委託について

市営住宅団地の受水槽点検及び清掃業務委託と点検に付随した簡易専用水道検査が行われているが、いずれの業者の業務報告書の作業実施日及び報告日が旧年度となっている等、報告書受領にあたって内容点検の確認が行われているとは言い難く、業務内容の信頼性に疑念が生じる。

関係書類の受領にあたっては、契約書通り適正に履行されているか確認すると共に業者にも注意と指導をされたい。

3．公営住宅の入居率の向上について

平成23年3月31日現在の市営住宅及び定住促進住宅の管理戸数は686戸で、そのうち入居数は563戸、空家は123戸となっている(入居率約82%)。

そのうち今後の住宅政策により新規募集の停止による空家もあるが、定住促進住宅に於いては入居率が55%と一番低い。定住促進住宅は、市が雇用促進事業団より住宅購入時から入居率が低い状況ではあるが、入居条件等については他の住宅団地より優遇した条件となっている。

今後、市の財産である公営住宅を有効的に活用するために、より一層入居率の向上に努められたい。

口頭指摘事項

1．文書管理について

起案文書の決裁日、施行日、廃棄日等の記載がされてないものが見受けられましたので、文書の保管管理を的確に行うため、必ず記載をして下さい。

文書事務の適正化については、別紙添付の「文書起案の注意事項」(総務課通知)を参考に所属職員全員に徹底して下さい。

2．工事請負契約約款・業務委託契約約款について

工事請負契約約款及び業務委託契約約款の中で支払遅延に対する遅延利息が平成22年4月1日から年3.3%に改正されていない。早急に是正を行うとともに、所属職員全員に徹底して下さい。

3．備品及び備品台帳の管理について

所管する備品については、台帳を備え常に保管の状況を明らかにしておかなければならないことになっている。新しい備品については台帳の更新がされているが、古い備品で廃棄された物、不明な物や備品でなく消耗品である物が台帳に記載されている。また、各市営住宅の備品の管理が十分に行われてなく、各住宅集会所の備品が台帳に記載されていないので、備品の調査を行い管理が軽視されることがないよう、より一層効率的な財産の管理に努めて下さい。

4．敷金と保証金の管理について

市営住宅管理条例及び定住促進住宅の設置及び管理に関する条例に於いて、家賃の3ヶ月分の敷金と有料駐車場使用料の3ヶ月分の保証金の内容を明確に分けて規定しているので、歳入歳出外現金に合算して管理するのではなく、項目を分けて管理するよう検討して下さい。

5．関係規定等の整備について

市営住宅家賃滞納事務処理要綱及び市営住宅家賃長期悪質滞納者選定基準については、定住促進住宅の入居者については規定されていないので、早急に改善するように努めて下さい。

以 上